（建設業法施行規則の一部改正）

第三条　建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条の十八第一項第四号中「その者の有する国籍」を「その国籍等（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。）」に改める。

別記様式第二十五号の四記載要領７、別記様式第二十五号の六記載要領７及び別記様式第二十五号の七記載要領６中「その者の有する国籍」を「その国籍等（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等をいう。）」に改める。

（水先法施行規則の一部改正）

第四条　水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

第七号様式及び第九号様式を次のように改める。

第七号様式（第二十二条の二関係）

（日本産業規格Ａ列四番）

航海実歴認定申請書

年　月　日

運　輸　局　長
運輸監理部長　殿

本籍又は国籍等
住所
所属及び職務
海技士の資格及び海技免状の番号
氏名
年　月　日生

水先法施行規則第 22 条の２の規定により、関係書類を添えて航海実歴認定を申請する。

航海実歴認定を受けようとする港又は水域の名称

航海実歴認定を受けようとする船舶の区分

前回、航海実歴認定を受けた年月日（前に航海実歴認定を受けたことがある場合のみ記入すること。）

備考　国籍等とは、住民法基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等をいう。